

建築基準法第 42 条第 3 項の規定に基づく水平距離の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 指定事項

指定番号	指定年月日	指定する道路の中心線からの水平距離	水平距離指定に係る道路の部分の延長	水平距離指定に係る道路の部分の位置
第 0003 号	平成 27 年 6 月 29 日	1.35 メートル	74.30 メートル	京都市東山区五条橋東四丁目 432 番 63, 432 番 64, 432 番 67 (一部), 432 番 68, 432 番 69, 432 番 70, 432 番 75, 432 番 76, 432 番 77, 432 番 78, 432 番 79, 432 番 80, 432 番 81, 432 番 82, 432 番 83, 432 番 84, 432 番 85, 432 番 86, 432 番 87, 432 番 88, 432 番 89, 432 番 90, 432 番 91, 432 番 92 (一部)

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)